

『認定』のための添付書類一覧表

○…必ず提出
△…状況に応じて提出

下記の書類が必要です。
なお、被扶養者認定審査上、必要に応じて他の書類を提出頂くことがあります。

※被保険者の配偶者が被扶養者になっていない場合、
配偶者の収入証明が必要です。

被保険者との続柄		就労状況・年齢区分等	必要書類等										
			原本を提出					写しを提出					
			被扶養者異動届	被扶養者調書	(非)課税証明書	住民票(続柄入)	在学証明書	戸籍謄本	給与支払見込証明書	(母子)生届出済証明書(ページ)	雇用保険受給者証(自営廃業の場合)	年金振込通知書(遺族・障害年金等を含む)	近給低賞与明細1の支給額と直近3ヶ月の支給された賞与の明細
配偶者		無職	○	○	○							△	
		就労中(認定基準内の収入) (収入が下がった場合も含む)	○	○	○				△			△	○
		1年以内に退職(自営廃業)	○	○							○※2	△	
		内縁関係	○	○	○	○		○				△	○
※養子縁組の場合、戸籍謄本を提出に加え、	子供(養子縁組を含む)	出生のとき	○							○			
		高校生以下の学生	○	※1高校生の場合には、異動届備考欄に学校名を明記									
		上記以外の学生(大学生等)	○				○						
		18歳以上で無職	○	○	○								
		18歳以上で就労中 (認定基準内の収入)	○	○	○								
		18歳以上で1年以内に退職	○	○							○※2		○
		出生のとき	○							○			○
		高校生以下の学生	○	※1高校生の場合には、異動届備考欄に学校名を明記									○
	配偶者が扶養に入っていない場合	上記以外の学生(大学生等)	○				○						○
		18歳以上で無職	○	○	○								○
		18歳以上で就労中 (認定基準内の収入)	○	○	○								○
		18歳以上で1年以内に退職	○	○							○※2		○
		配偶者が死亡や離婚などでいない場合、「配偶者に関する収入証明」不要。その旨を記載したメモを添付											

被保険者との続柄		就労状況・年齢区分等	必要書類等										
			原本を提出					写しを提出					
			被扶養者異動届	被扶養者調書	(世帯)全員(続柄入)の住民票	(非)課税証明書	在学証明書	戸籍謄本	対象者の課税証明書(非対象者の配偶者の書)	対象者の課税証明書(非対象者の両親の書)	同居(非同居)の課税証明書	雇用保険受給者証(自営廃業の場合)	送金証明(別居の場合)
被保険者の三親等以内の親族	父母(養父母)・祖父母・曾祖父母		○	○	○	○			○		○	△	○
	配偶者の父母・祖父母・曾祖父母 (※別居の場合は申請不可)		○	○	○	○		○	○		○	△	△
	兄弟姉妹	高校生以下	○	○	○		※1				○		○
		上記以外	○	○	○	△	△		△		○	△	△
	伯父・伯母・叔父・叔母 (※別居の場合は申請不可)		○	○	○	○		○	○		○	△	△
	孫	高校生以下	○	○	○		※1	○		○	○		○
		上記以外	○	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
	曾孫・甥・姪 (※別居の場合は申請不可)	高校生以下	○	○	○		※1	○		○	○		△
		上記以外	○	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
	配偶者の子(養子縁組していない子) (※別居の場合は申請不可)		○	○	○	△	△	○	△	△	○	△	△
	内縁の配偶者の父母・子 (※別居の場合は申請不可)		○	○	○	○	△	○	△	△	○	△	△

※1 高校生の場合には、異動届備考欄に学校名を明記

※2 雇用保険失業給付を受給しない場合は不要

★ 公的機関の証明書は、提出頂く時点で3ヶ月以内の発行のもの

★ なお、扶養者認定上、必要に応じて他の書類を提出頂くことがあります。

◇ 収入に関する証明書についての詳細はこちら→「収入証明となる各種添付書類一覧表」 <https://www.dexerials-kenpo.or.jp/public/afc1.pdf>